

返戻金制度について

◆返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が入社後 3 ヶ月未満で本人の都合による退社、または本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

- (1) 入社後 1 ヶ月未満に退職した場合 80%
- (2) 入社後 1 ヶ月以上、2 ヶ月未満に退職した場合 30%
- (3) 入社後 2 ヶ月以上、3 ヶ月未満に退職した場合 20%

ただし、非常勤雇用で採用した場合や、派遣期間を経てから直接雇用に切り替えた場合（紹介予定派遣）には、この返戻金制度は適用致しません。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合がございます。

許可番号 16・ユ・300100

事業所の名称 アクトワークス株式会社

事業所の所在地 富山県高岡市姫野 43 番地 1